

大阪市条例第40号

大阪市立障害児入所施設条例の一部を改正する条例

大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 法第4条第2項に規定する障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者（以下「障害児等」という。）に係る障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）</p> <p>〔(3) 略〕</p> <p>(使用資格)</p> <p>第5条 学園を使用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 入所給付決定を受けた<u>法第24条の24第</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 法第4条第2項に規定する障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者（以下「障害児等」という。）に係る障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）<u>並びに市規則で定める障害児等に係る同条第7項に規定する生活介護及び同条第10項に規定する施設入所支援</u></p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>(使用資格)</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 入所給付決定を受けた<u>入所者</u>（法第24</p>

1項に規定する入所者及び同条第2項の内閣府令で定める者

[(3) 略]

[削る]

[削る]

(4) 短期入所に係る障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）に係る障害児等

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者

(6) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者

条の24第1項に規定する入所者をいう。以下同じ。)

[(3) 同左]

(4) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者（18歳に達する日において第1号に該当する者であって、18歳に達する日の翌日において支給決定を受けた者又は支給決定を受けた日の前日において法第24条の24第1項の規定に基づき法第50条第6号の3に規定する障害児入所給付費等（法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費に限る。）の支給を受けていた入所者に限る。）

(5) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第35条第1号の規定の適用を受ける者

(6) 短期入所に係る支給決定に係る障害児等

(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の規定による措置に係る者

(8) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に係る者

(7) [略]

(使用許可等)

第6条 前条第1号、第2号、第4号又は第7号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、入所給付決定を受けた者、短期入所に係る支給決定を受けた者又は利用決定を受けた者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

[2 略]

(利用料金)

第9条 [略]

2 第5条第1号、第2号、第4号又は第7号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、学園の使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

[3～5 略]

(9) [同左]

(使用許可等)

第6条 前条第1号、第2号、第4号から第6号まで又は第9号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、入所給付決定を受けた者、短期入所に係る支給決定を受けた者、利用決定を受けた者又は同条第4号若しくは第5号に掲げる者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

[2 同左]

(利用料金)

第9条 [同左]

2 第5条第1号、第2号、第4号から第6号まで又は第9号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、学園の使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

[3～5 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。